平成２３年（フ）第３６４号
大分市大字丹川3138番地の６
債務者　明　　年勝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３号
大分県国東市武蔵町糸原3344番地４　Ｒ35番館101号
債務者　井上　政樹
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
大分県速見郡日出町大字藤原445番地　成田尾住宅Ｂ－２－３
債務者　河野　孝信
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目11番４　大脇薫方、住民票上の住所宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目３番６－４号
債務者　大脇　　修
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５２号
宮崎県日向市大字富高7440番地４
債務者　西村　勇二
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８８号
岩手県花巻市材木町14番38号
債務者　内田真澄美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第８９号
岩手県花巻市材木町14番38号
債務者　内田　邦彦
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９０号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第６地割145番地32　メゾン好地202号室、前住所岩手県花巻市石鳥谷町新堀第30地割１番地11　市営第２三日堀団地11号
債務者　高橋　智美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９１号
岩手県北上市大通り４丁目４番13号　カリーノ・ヴィアーレ103、前住所岩手県北上市北鬼柳８地割９番地１
債務者　藤原　詳子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９３号
岩手県花巻市桜台２丁目25番１号　ウッディヒルズ101号、前住所岩手県花巻市不動町１丁目７番地７
債務者　古澤　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２６６号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜271番地
債務者　日下　泰宏
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６７号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜271番地
債務者　日下　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
徳島県阿南市柳島町六反地70番地７
債務者　吉田　功一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２４号
徳島県三好市池田町ウエノ2842番地１　横山借家２号
債務者　石川　千代
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第７１３号
北九州市小倉北区白銀２丁目３番27号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２５号
北九州市八幡西区本城学研台２丁目24番20号
債務者　平野　明奈（旧姓矢辺）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉505番地県営三吉住宅１―110号
債務者　溝端　文博（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部